

令和7年4月14日

住宅・建築物防災力緊急促進事業（調査、普及・広報事業）
を実施する者に対する補助事業の公募の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

次のとおり、住宅・建築物防災力緊急促進事業（調査、普及・広報事業）を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和7年3月24日～令和7年4月4日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 本事業の実施に関する計画が適切なものであること。また、本事業の実施に当たっての課題及び重視する点を理解していること。さらに、本事業を円滑に遂行するために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- 2) 経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 3) 業として、住宅・建築物を設計もしくは販売し住宅・建築物の販売を代理もしくは媒介し、または住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。また、業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。
- 4) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。また、成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

<提案者及び選定した事業者>

① 災害発生時等の担い手確保に係る検討・調査

- ・提案者：2者（全国建設労働組合総連合、一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）
- ・採択者：全国建設労働組合総連合、一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

② 被災地における地域型木造復興住宅の自力再建に係る検討・調査及び被災者に対する普及・広報

- ・提案者：1者（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）
- ・採択者：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

③ 令和6年能登半島地震の被災地で建設された木造応急仮設住宅に係る検討・調査及び普及・広報

- ・提案者：1者（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）
- ・採択者：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

※上記①から③のうち、複数の事業を実施する場合でも提案可能とした。